

平成

二十四年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第三号)

平成二十四年九月十日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成二十四年九月十日 午前十時開議

- | | | |
|----|--------|---|
| 第一 | 議第五十一号 | 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| 第二 | 議第五十二号 | 五條市防災会議条例及び五條市災害対策本部条例の一部改正について |
| 第三 | 議第五十三号 | 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び五條市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について |
| 第四 | 議第五十四号 | 五條市住居表示審議会条例の一部改正について |
| 第五 | 議第五十五号 | 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について |
| 第六 | 議第五十六号 | 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について |
| 第七 | 議第五十七号 | 平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について |
| 第八 | 認第一号 | 平成二十三年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第二号 | 平成二十三年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第三号 | 平成二十三年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第四号 | 平成二十三年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 認第 五号 平成二十三年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第 六号 平成二十三年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第 七号 平成二十三年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
 認第 八号 平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第 九号 平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認第 十号 平成二十三年五條市水道事業会計決算認定について
 第九 選第 三号 やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙について

本日の会議に付した事件
 議事日程のとおり

出席議員（十三名）

九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
益	池	藤	川	堀	吉	山	福
田	上	富	村	川	田	口	塚
吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
		恵					
博	雄	子	廣	美	範	司	実

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長	十番	山	澄
副市長	十一番	峯	宏
教育長	十二番	花	昭
代表監査委員	十四番	大	龍
市長公室長	十五番	田	清
総務部長			
すこやか市民部長			
あんしん福祉部長			
産業環境部長			
都市整備部長			
消防長			
教育部長			
町	十三番	土	嗣
窪			
森			
辻			
櫻			
山			
竹			
檜			
川			
堀			
丸			
太			
田	井	田	雄
谷		林	政
内		昭	典
元		宏	雄
憲		清	
伸		龍	
起		昭	
典		宏	
紀		澄	
好			
昭			
成			
和			
邦			
敬			
信			
敏			
佳			
正			
治			
秀			
弘			
彦			
三			
美			
彦			
吉			
釋			
起			
典			
紀			

事務局職員出席者

水道局長	中
会計管理者	永
西吉野支所長	孝
大塔支所長	勝
財政課長	善
市長公室次長	剛
秘書課長	健
ふるさと創造課長	勝
	康
	友
	治
	夫
	明
	久
	秀
	男
	充

事務局長	乾
事務局次長	藤
事務局係長	笹
事務局主任	谷
速記者	柳
	ヶ
	瀬
	山
	谷
	仁
	光
	五
	美
	美
	豊
	一
	旬

午前十時四分再開

○議長（益田吉博）ただいまから去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第五十一号、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十一号、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書一ページから五ページを御覧願いたいと存じます。

本条例につきましては、平成二十三年八月二十六日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、従前より水道法で定められておりました「布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準並びに水道技術者の資格に関する基準」が、地方公共団体に委任されたことにより条例を制定しようとするものであり、水道法の基準を参酌しております。

条例の内容といたしましては、第一条では目的を、第二条では布設工事監督者を配置する工事の内容を、第三条では布設工事監督者が有すべき資格を、第四条では水道技術管理者が有すべき資格を定めており、附則で条例の施行日を定めております。

以上で議第五十一号、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましての提案理由とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十二号、五條市防災会議条例及び五條市災害対策本部条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市防災会議条例及び五條市災害対策本部条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十一号）が平成二十四年六月二十七日に施行されたことに伴いまして、市条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきましては、五條市防災会議条例の所掌事務を規定いたしております第二条におきまして、同第四号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を第五号とし、第三号を削り、第二号の次に、次の二号を加えるものとございます。

三号といたしましては、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

四号といたしましては、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることをそれぞれ追加するものとございます。

第二条におきましては、条項ずれに伴いまして、五條市災害対策本部条例の設置の目的を規定いたしております第一条におきまして、「災害対策基本法第二十三条第七項」を「災害対策基本法」に改めるものとございます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行することを定めたものとございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十三号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び五條市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調

査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦） ただいま上程いただきました議第五十三号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び五條市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書八ページ及び九ページを御覧ください。

第一条の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正につきましては、「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正されたために行うものであります。

今回の改正につきましては、一般廃棄物処理施設の維持管理を行う技術管理者の資格については、環境省令をしん酌して条例で定めるような法律が改正されたことに伴い、第三条第二項の次に「市は、一般廃棄物処理施設の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。」の一項を加え、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の次に「技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条第一項に定める資格とする。」を加えたものであります。

次に、第二条の五條市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の改正につきましては、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化を目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴うものであります。

今回の改正では、同法第九条の三第六項が追加されたことに伴い、条例が参照している法第九条の三第八項が第九項に改正するものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で、議第五十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第四、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十四号、五條市住居表示審議会条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本敏弘登壇〕

○都市整備部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第五十四号、五條市住居表示審議会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページ及び十一ページを御覧いただきたいと存じます。

平成二十四年五月に、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が公布されました。

今回の改正は、この法律の施行に伴い、「郵便局株式会社」と「郵便事業株式会社」が合併し、「郵便事業株式会社」が「日本郵便株式会社」となることから、本条例の一部を改正するものであります。

よつて、第三条第一項第二号中の「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改めるものであります。
なお、附則として、本条例は平成二十四年十月一日より施行するものとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十五号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。檜内市長公室長。

〔市長公室長 檜内成吉登壇〕

○市長公室長（檜内成吉）ただいま上程いただきました議第五十五号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由の御説明

を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十二ページを御覧願います。

本議案につきましては、過疎対策におけるソフト事業として、保育施設の耐震診断事業に、過疎債を充てるため過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定に基づき、本計画の一部を変更するものでございます。

議案書十三ページをお願いいたします。

変更の内容といたしましては、本計画の五、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のうち、(一)現況と問題点、(二)その対策のそれぞれ③の保育所中及び(三)整備計画(平成二十二年度～平成二十七年)の表中に、保育所施設の耐震診断に関する事項を追加し、計画の一部を変更するものでございます。

なお、今回過疎対策事業債を充当する保育所施設は、市立宇智野保育所で、この施設は昭和五十二年二月建築、鉄骨ブロック造り平屋建て、延べ床面積が九八三・九平米の施設であります。

以上で、議第五十五号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(益田吉博) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(益田吉博) 次に日程第六、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 議第五十六号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について。

○議長(益田吉博) 提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第五十六号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、一般会計の歳入歳出にそれぞれ三億二千四百六十二万六千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百七十五億三百八十万二千円となるところでございます。

それでは、歳出の主な項目につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、二項徴税費、二目賦課徴収費、二十三節償還金利子及び割引料の二千六百万円でございますが、市税の過誤納還付金及び還付加算金の支払いに伴う追加でございまして、平成二十三年法人市民税の予定申告納付分に係る還付金及び還付加算金並びに昨年の台風十二号災害における長期避難者に対する平成二十三年個人住民税、固定資産税の減免措置等による還付金の支払いに係る所要の経費を計上いたしております。

次に、三款民生費、三項生活保護費、一目生活保護総務費の百八万一千円でございますが、県の緊急雇用創出事業関係補助金による「生活保護受給者向け就労支援事業」の実施に伴う賃金等の追加でございまして、生活保護者に対する就労支援員の雇用に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、四款災害救助費、一目災害救助援助費、八節報償費の五百万円でございますが、災害弔慰金の支給に伴う追加でございまして、台風十二号災害による安否未確認者の親族に対する同弔慰金の支給に係る所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十三節委託料の七百二十万円でございますが、予防接種の委託等に伴うものでございまして、国の予防接種実施規則の改正に伴うポリオ定期予防接種の摂取方法が、従来の経口生ポリオワクチンから注射による不活化ポリオワクチンへの接種に切り替わることによる所要の経費を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の一億三千三百二十九万五千円でございますが、奈良県農

協に対する補助金の交付に伴うものでございまして、西吉野町奥谷地内の統合選果場内に同組合が整備を行う集出荷貯蔵施設に対して補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、五目農地費、十三節委託料の二千五百二十万円でございますが、市内のため池に係る現地調査及び台帳電子化業務の委託に伴う所要の経費を計上いたしております。

同じく、十五節工事請負費の四百八十万円でございますが、二見地内における農業用ため池並びに久留野町地内における水路改修に伴う所要の経費を計上いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、三目観光費の百七十五万円は、五條市動画コンテストの映像編集委託等に伴う追加でございますが、当初予算で計上いたしております本事業につきまして、内容の充実を図るため、所要の経費を計上いたしております。

次に、七款土木費、一項土木管理費、一目土木総務費、十三節委託料の一千八百七十九万円でございますが、街路灯台帳の整備業務委託に伴うものございまして、市内街路灯の設置状況等、既存のデータを整備することにより、道路情報システムとの一元管理を図ることを目的として、所要の経費を計上いたしております。

次に、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費の二千万円でございますが、本年六月及び七月に発生いたしました梅雨前線豪雨により被災した道路復旧に伴う追加でございますが、市内三十四路線においての補修等の工事費に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、三目道路新設改良費、十五節工事請負費の九百万円でございますが、大型車両の通行等による市道の路面状況悪化に伴う道路舗装工事費の追加でございますが、市道永谷富貴線ほか一路線の当該工事に係る所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、十二ページを御覧いただきたいと思います。

次に、九款教育費、六項社会教育費、四目地区公民館費、十八節備品購入費の二十一万円でございますが、南宇智公民館における施設用備品購入費の追加でございますが、利用者の快適性並びに利便性の向上を図るため、同館調理実習室へのエアコン導入に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十三節委託料の四百万円でございますが、先の梅雨前線豪雨における大塔町地内の林道殿野篠原線災害復旧測量設計業務委託に伴う所要の経費を計上いたしております。

同じく、十五節工事請負費の五千八十五万円でございますが、大塔町地内において、昨年の台風十二号及び先の梅雨前線豪雨により被災した

林道三ノ又線ほか三路線に係る災害復旧工事費の追加でございます。各路線につき所要の経費を計上いたしております。

次に、三目農地災害復旧費、十五節工事請負費の一千五百万円でございますが、先の梅雨前線豪雨により被災した今井町内ほか全十三件の農地災害復旧工事費でございます。けい畔崩落の復旧等に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、四目農業用施設災害復旧費、十五節工事請負費の二百万円でございますが、同じく先の梅雨前線豪雨によりまして被災した阪合部新田町地内の農道災害復旧工事費でございます。路肩崩壊の復旧に係る所要の経費を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の一、総括の歳入を御覧いただきたいと存じます。

十款地方交付税において、五千二百二十万六千円を、十二款分担金及び負担金において、四百十五万円を、十五款県支出金において、二億二千九百七万円を、二十款市債において、三千九百二十万円をそれぞれ追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十七号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 櫻井敬三登壇〕

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） たいだいま上程いただきました議第五十七号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ二千七百五十万一千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額をそれぞれ三十三億三千三百二十万一千円とするものでございます。

それでは四ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金一千六百八十八万八千円につきましては、過年度よりの給付費等を基金に積立てするものであります。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千六十一万三千円につきましては、平成二十三年度介護保険特別会計の精算による国庫・県費・支払基金への償還金でございます。

次に、四ページの歳入について、御説明を申し上げます。

五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金、十九万一千円につきましては、過年度分介護給付費交付金の追加でございます。

八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金二千七百三十一万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第八、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）認第一号、平成二十三年五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号、平成二十三年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号、平成二十三年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号、平成二十三年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号、平成二十三年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号、平成二十三年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号、平成二十三年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号、平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号、平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号、平成二十三年五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。上会計管理者。

〔会計管理者 上 孝男登壇〕

○会計管理者（上 孝男）失礼します。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成二十三年一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額百九十一億一千八百三万二千三百六十一円に對しまして、収入済額は百九十億

六千九百四十五万八千五百三十六円でございます。

支出済額が、百七十七億四千五百八十七万七千三百七十四円でございます。歳入歳出差引額は、十三億二千三百五十八万一千六百六十二円でございます。

また、翌年度繰越額は、七億五千六百七十八万一千八百六円でございます。

恐れ入りますが、決算書の三百六十六ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。区分四の翌年度へ繰り越すべき財源が、先ほど申し上げました繰越事業費のうち一億二千四百四十三万一千六百三十一円でございます。したがって、区分三の歳入歳出差引額からこれを差引きました平成二十三年一般会計の実質収支額は、十一億九千九百四十九万五千三百三十一円の黒字決算でございます。

それでは、先ほどの二ページから三ページに、お戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額四十四億八千四百二十九万一千円に対して、収入済額が四十三億九千七百七十二万六千六百六十九円、支出済額は四十二億九千四百七十五万一千六百六十九円でございます。歳入歳出差引額が一億二百九十六万九千五百五十円の剰余金をもって決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億三千二百七十九万三千円に対して、収入済額四億七千七百七十五万五千五百九十四円、支出済額は四億六千五百五十一万四千七百七十八円でございます。歳入歳出差引額は六百二十四万一千四百十六円となります。

なお、平成二十四年度への、繰越事業に伴います繰り越すべき財源が、繰越事業費六千二百八万二千円のうち四百四十八万二千円でございます。

したがって、これを差引きました、平成二十三年実質収支額は百七十五万九千四百十六円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百三十ページに計上しておりますので、後ほど御清覧いただきたく存じます。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十億七千七十八万九千円に対して、収入済額が十億二千八百四十九万六千七百二十三円、支出済額は十億二千三百二十九万一千四百四十八円でございます。歳入歳出差引額は五百二十万五千二百七十五円となります。

なお、平成二十四年度への繰越事業に伴う繰り越すべき財源が、繰越事業費三千六百三十万円のうち五百二十万五千二百七十五円でございます。

すので、これを差引きいたしました平成二十三年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百五十六ページに計上してございます。後ほど、御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百八十万円に對しまして、収入済額は三百六十六万八千四百円でございまして、支出済額は三百一十二万一千四百一十一円、歳入歳出差引額は五十三万九千六百四十三円の決算でございます。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十三億五千九百七十六万三千円に對しまして、収入済額は三十二億四千三百三十三万三千六百円、支出済額は三十二億七百七十一万八千九百四十円でございます。歳入歳出差引額は三千二百六十一万一千三百七十六円でございます。

なお、平成二十四年度への繰越事業に伴います繰り越すべき財源が、繰越事業費八百一十二万円のうち五百三十万一千円でございます。

したがいまして、これを差引きいたしました平成二十三年度の実質収支額は、二千七百三十一万三千三百七十六円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百八ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたく存じます。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千六百九十万円に對しまして、収入済額は四千五百六十九万九千二百九十四円、支出済額は四千五百五十四万一千七百八十五円でございます。歳入歳出差引額は十五万七千五百九十九円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百一十万円に對しまして、収入済額は四百五十五万九千三百二十八円、支出済額は三百九十六万五千四百六十六円でございます。歳入歳出差引額は五十九万三千八百六十二円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額三億九千九百七十六万六千円に對しまして、収入済額は三億九千三百三十九万二千六百七十七円、支出済額は三億八千五百九十九万四千四百十三円でございます。歳入歳出差引額は七百三十九万八千四百九十四円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一)収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は七億一千九百九十九万八千二百五十八円、支出第一款水道事業費用

の決算額は六億八千八百二十四万三千二百三十七円でございます。

次に、(二)資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は八千八百七十九万二千六百十二円、支出第一款資本的支出の決算額は四億一千七百二十九万八千三十三円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、三億二千八百五十万五千四百二十一円につきましては、一番下の表の欄外にございますとおり、繰越工事資金一千二百五十万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百六十九万六千六百六十七円、現年度分損益勘定留保資金二億二千六百七十二万九千四百五十一円、建設改良積立金取崩し八千五百八十八万五千三百三円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページを開き願います。

平成二十三年五條市水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純利益は一千五百八十七万三千八百二十九円でございます。

これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から二行目にございます前年度繰越利益剰余金一千四百八十三万七千七百二十九円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は三千七十一万一千五百五十八円でございます。

この剰余金につきましては、五ページを開き願います。

下の方に、平成二十三年五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございます。一、当年度未処分利益剰余金三千七十一万一千五百五十八円につきましては、二、利益剰余金処分額、(一)減債積立金一千万円、(二)建設改良積立金一千五百万円、三、翌年度繰越利益剰余金五百七十一万一千五百五十八円として処分させていただきます。

以上で、認第一号から認第十号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(益田吉博) 提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、「平成二十三年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調書、水道事業会計の決算並びに平成二十三年度の五條市財政及び経営健全化」の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊「五條市決算及び財政経営健全化審査意見書」を御覧願います。

まず、意見書の三ページからは一として各会計の総括、八ページからは二として一般会計、三十六ページからは三として各特別会計など、六十三ページからは六として基金会計の運用状況調書、八十一ページからは水道事業会計の決算審査で、さらに百一ページからは財政及び経営健全化の審査であります。

順次お開き願います。

初めに、一ページの第一の審査の対象会計は、平成二十三年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など、十五の基金の運用状況調書であります。

第二の審査の期間は、一般会計ほかは六月十四日から八月六日までの間、水道事業会計については五月十六日から六月十三日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補助に実施しました。

第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計につきましては、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施しました。

第四の審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認めました。

また、予算執行状況及び経営成績及び財政状況が正確に表示されており、おおむね適正であると認めました。

その中で、特に報告書の十ページにおいて述べさせていただいておりますように、公債費比率の改善がみられたことは喜ばしいことでありますが、財政力指数がやや下がっているのと経常収支比率も一〇〇を下回っているものの厳しい状況が続いております。

第五の審査の意見につきましては、別冊の六十五ページに一として、一般会計については、六十七ページに二として、特別会計について、六十八ページに三として、基金運用状況調書について、六十九ページに四として、その他については公共施設の指定管理者について、市との指定に関する基本協定に定める事項の履行、特に帳簿などの備付けや文書管理が適正になされているかを所管課に指導したところであります。

次に、九十九ページにつきましては、水道事業会計として、述べさせていただいておりますので、後刻御清覧ください。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計などの「財政の健全化」、及び水道事業会計の「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては健全化判断比率、具体的には「①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率並びに⑤資金不足比率」を算出し、財政の健全化の基準を、また水道事業会計についても、資金不足比率を算出し、経営の健全化の判断基準を設けるもので、自治体の財政の健全度を計る「ものさし」として、平成十九年度より加わったもので、五項目からなっております。

その算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算定の基礎となる数値などに誤りがないかどうかを中心に監査委員の審査に付し、その結果の意見を付け議会に報告するもので、その比率が「早期健全化基準及び経営健全化基準」の数値を超える市町村は、イエローカードといえる早期健全化計画あるいは、レッドカードの財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組みなければならぬとなりましたことは、議員各位には御案内のとおりであります。

それでは、別冊審査意見書の百一ページをお開き願います。

その「平成二十三年五條市財政及び経営健全化審査意見書」でありまして、これは一般会計を始め八つの特別会計、四つの一部事務組合と土地開発公社など市の関わる全ての会計を併せたもので、名のとおり連結決算などの財政指標の算出であります。

第一、審査の概要では、財政及び経営健全化審査について市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二の審査の期日は、去る七月三十一日に実施いたしました。

第三の審査の方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ市の財政担当者を始め水道事業会計の担当職員から議会選出監査委員及び事務局職員とともに説明を聴取し、審査を実施したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、表示されていることを認めました。数値については、健全化判断比率及び資金不足比率として掲載させていただいております。

また、第五審査の意見といたしましては、百二ページにあります前ページの平成二十三年五條市比率の数値と併せて御覧いただければわか

りやすいかと思っています。

まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、赤字でありませんが、いずれも早期健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率につきましては、一六・三パーセントで、早期健全化基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率につきましても、一六・二・四パーセントで、これも早期健全化基準の三五〇・〇パーセントと比較すると、本市におきましては、いずれもこれを下回っております。また前年度比較におきましても、表のとおり数値の改善がみられます。

さらに、法非適用企業の簡易水道特別会計などの⑤の資金不足比率につきましても、資金不足が生じていないので、経営健全化計画などの策定に該当いたしません。

次に、百三ページの「平成二十三年五條市水道事業経営健全化審査意見書」であります。法適用の企業会計は、本市では水道事業会計のみでありまして、審査方法などにつきましては、一般会計と同じ方法で同時に実施いたしました。

資金不足比率につきましても、資金不足は生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の求めています、早期健全化基準及び経営健全化基準の設定基準の数値を全て下回っておりますので、五條市におきましては、「健全段階」となっておりますが、これで市の財政が健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

少子高齢化の進む中、本市の人口も減少傾向であり、また新消防庁舎建設などの大型規模の事業が控えており、財政状況がますます厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の経費節減と合理化の遂行に、また水道事業会計においても、なお一層の経営の合理化に取り組まれることを望むものであります。

以上で、平成二十三年度の一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調書及び水道事業会計決算並びに平成二十三年度の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「十番」の声あり）十番山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄）ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十三年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は七名とし、その選任については議長に一任したいと思います。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。

ただいま山田澄雄議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。

よつて本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。
一番福塚 実議員、二番山口耕司議員、三番吉田雅範議員、六番川村家廣議員、九番益田吉博議員、十番山田澄雄議員、十五番田原清孝議員。
以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（益田吉博）次に日程第九、選第三号、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙を行います。

本件につきましては、やまと広域環境衛生事務組合同規約第五条第二項の規定により、組合市町の議会においてそれぞれ三人を選出することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦のいずれの方法といたしましょうか。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議がないようでございますので、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員の選挙は投票によって行うことに決しました。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博） ただいまの出席議員数は十三名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（益田吉博） 投票用紙の配布漏れはございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（益田吉博） 異状なしと認めます。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益田吉博） 投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（益田吉博） 開票を行います。
会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に池上輝雄議員及び吉田雅範議員を指名いたします。
よって両議員の立会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（益田吉博）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

山田澄雄議員 六票

田原清孝議員 四票

大谷龍雄議員 三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は二票であります。よって山田澄雄議員、田原清孝議員及び大谷龍雄議員、以上三名の議員がやまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に当選されました。

ただいま、やまと広域環境衛生事務組合の議会の議員に当選されました山田澄雄議員、田原清孝議員及び大谷龍雄議員が議場におられますので、会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

当選されました議員各位の就任の御挨拶がございます。

初めに、山田澄雄議員。

〔十番 山田澄雄登壇〕

○十番（山田澄雄）やまと広域環境衛生事務組合に、皆さんから投票をいただきまして、当選させていただきました。
どうかよろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（益田吉博）次に、田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）この選挙というのは、普通の選挙と違って大分難しい、本当に五條市民のためにならなければいかなあ、これは後から広域にお願いして入れてもらったのですから。

五條市の今後のごみというものに対して、十分理解をしておりますので、精一杯頑張らせていただきます。
よろしく願います。

○議長（益田吉博）次に、大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）議員の皆様方の御支援によりまして、やまと広域環境衛生事務組合の議員にならせていただきまして、ありがとうございます。
す。

市民の皆さん方のごみに対する御要望と五條市の責任を果たすために御所・田原本の関係者とともに頑張りますので、どうか御指導、御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から二十日まで休会とし、次回二十一日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十三分散会